

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	1
○ 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（抄）	2
○ 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）（抄）	2
○ 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）（抄）	3

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（一般会計からの繰入れ）

第六条 各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費（以下「一般会計からの繰入対象経費」という。）が次章に定められている場合において、一般会計からの繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り、予算で定めるところにより、一般会計から当該特別会計に繰入れをすることができる。

（剰余金の処理）

第八条（略）

2 前項の規定にかかわらず、同項の翌年度の歳入に繰り入れるものとされる金額の全部又は一部に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

（積立金及び資金の預託）

第十二条 各特別会計の積立金及び資金は、財政融資資金に預託して運用することができる。

（借入金）

第十三条 各特別会計においては、借入金の対象となるべき経費（以下「借入金対象経費」という。）が次章に定められている場合において、借入金対象経費を支弁する必要があるときに限り、当該特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

2 各特別会計における借入金の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならない。

（借入限度の繰越し）

第十四条 各特別会計において、借入金の限度額について国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入金の借入れをしなかった金額がある場合には、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額（借入金対象経費に係るものに限る。）の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定により、借入金をすることができる。

第五十七条（略）

2・3（略）

4 投資勘定において、毎会計年度の損益計算上利益を生じた場合には、利益積立金に組み入れて整理し、損失を生じた場合には、利益積立

金を減額して整理するものとする。

- 5 投資勘定においては、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れることができる。
- 6 (略)

(借入金対象経費)

第六十一条 財政融資資金勘定における借入金対象経費は、財政融資資金の運用の財源に充てるために必要な経費とする。

(公債)

第六十二条 財政融資資金勘定において、財政融資資金の運用の財源に充てるために必要がある場合には、同勘定の負担において、公債を発行することができる。

- 2 前項の規定による公債の発行の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならない。
- 3 (略)

○ 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（抄）

(政府の出資)

第四条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に出資することができる。

- 2・3 (略)

(危機対応円滑化業務実施方針)

第十五条 公庫は、主務省令で定めるところにより、第十一条第二項及び第三項に規定する業務（以下「危機対応円滑化業務」という。）の方法及び条件その他危機対応円滑化業務を効果的かつ効率的に実施するための方針（以下「危機対応円滑化業務実施方針」という。）を定めなければならない。

- 2・3 (略)

○ 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）（抄）

(危機対応業務に係る政府の出資)

第二条の九 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

○ 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号) (抄)

(長期運用予定額の繰越し)

第三条 前条の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た長期運用予定額に係る財政融資資金のうち当該年度において運用しなかつたものがあるときは、これを翌年度において当該運用対象区分に従い運用することができる。